

決議案第3号「議案第84号 損害賠償の額の決定及び和解について」に対する附帯決議への市の対応について

要望事項1

当事者に対して和解にあたり説明ではなく、真摯に市長として謝罪をすること

(市の対応)

被害者ご本人様に市長として謝罪します。

要望事項2

市長の権限により、元職員の直属の上司にあたる大島秀彦副市長に対し、管理監督責任を追求し、適切に相応の処分を行うこと

(市の対応)

大島副市長が元職員に対する管理監督を違法に怠ったという事実がないことから、大島副市長に対する処分は行いません。

要望事項3

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会最終報告書を基に、元職員だけに求償を求めるのではなく、松本武洋前市長、大島秀彦副市長に対して、市の支出に対する補填のため、あらゆる手段を検討すること

(市の対応)

国家賠償法第1条第2項の規定により求償できる対象は被害者に損害が生じることに
ついて「故意又は重過失」であった者が該当するものであり、元職員による犯罪行為を
認識していなかった松本前市長及び大島副市長が対象とならないことから、松本前市長
及び大島副市長に対する求償は行いません。

要望事項4

市民に対して、説明を果たす場を設け、市長同席のもとしっかりと説明責任を果たすこ
と

(市の対応)

市民の皆様に対する説明の機会を設けます。